

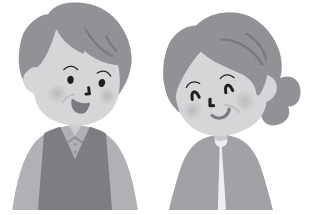
平成  
28年  
7月から

# 被扶養者の認定基準及び取扱いを一部変更いたします！⑤

～ 今月は、父母を認定する場合の収入基準額の取扱いについてお知らせします ～

## 父母等を認定対象者として申請する場合の収入基準額の捉え方について

1. 組合員が、父母の双方またはいずれか一方を被扶養者として申請する場合、被扶養者の収入基準額については、夫婦相互扶助の観点から父母の収入を合算し判断するものとします。この場合、二人世帯の生計費は一人世帯の生計費の2倍を下回ることから、社会通念上の妥当性等を総合的に検討し、「認定上の収入基準額」から10%を割落とした後の金額を「収入基準額」として取り扱うこととします。 ※「父母等の被扶養者資格収入基準額」の表をご参照ください。  
なお、認定対象者の収入が認定基準額未満であっても、父母等の収入合計額が収入基準額以上の場合、父母間で生計維持できるものとみなし、被扶養者と認定することはできません。
2. 収入が基準額の範囲内であれば必ず認定できるものではなく、主として組合員が生計を維持している事実があることや、父母世帯の収入状況及び社会通念等を総合的に勘案して認定の可否を判定します。
3. 組合員以外にも、親と同居している兄弟姉妹がいる場合に誰の被扶養者とするかについては、その中で一番収入の多い者を先順位とします。  
なお、組合員は親と別居しており、他の兄弟姉妹が親と同居している場合は、その者が第一扶養義務者となるため、組合員からの仕送り事実があっても認定することはできません。



## ● 父母等の被扶養者資格収入基準額

区 分	父母の何れかの収入額 (A)	(A)の配偶者の収入額 (B)	父母の収入合計額 (A) + (B)	判 定	
				(A)	(B)
・ 父母とも60歳未満又は60歳以上で公的年金等受給なし	130万円未満	130万円未満	234万円未満	○	○
			234万円以上	×	×
	130万円以上	130万円未満	234万円未満	×	○
			234万円以上	×	×
	130万円未満	130万円以上	234万円未満	○	×
			234万円以上	×	×
	130万円以上	130万円以上	234万円以上	×	×
	・ 父母のいずれかが障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者 (A) ・ その配偶者が60歳未満又は60歳以上で公的年金等受給なし (B)	180万円未満	130万円未満	279万円未満	○
279万円以上				×	×
180万円以上		130万円未満	279万円未満	×	○
			279万円以上	×	×
180万円未満		130万円以上	279万円未満	○	×
			279万円以上	×	×
180万円以上		130万円以上	279万円以上	×	×
・ 父母とも60歳以上の公的年金受給者又は障害年金受給者		180万円未満	180万円未満	324万円未満	○
	324万円以上			×	×
	180万円以上	180万円未満	324万円未満	×	○
			324万円以上	×	×
	180万円未満	180万円以上	324万円未満	○	×
			324万円以上	×	×
	180万円以上	180万円以上	324万円以上	×	×

- \* 判定欄の○は認定を、×は否認を示します。
- \* 祖父母等の判定については、それぞれ父母を祖父母と読み替えてください。
- \* この表は「被扶養者認定基準及び取扱い」から抜粋しています。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306